目　　次

第１条（感染症対策に関する基本方針）

第２錠（注意すべき主な感染症）

第３錠（感染症発生時の対応に関する基本方針）

第４条（感染防止委員会の設置）

第５条（職員研修に関する基本方針）

第６条（利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

感染症対策のための指針

第１条（感染症対策に関する基本方針）

（１）介護老人保健施設第二京しみずは、感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や、認知症に伴う感染対策への協力が難しい高齢者が、集団生活をする場であることから、感染が広がりやすい環境におかれている事を認識しなければならない。

（２）感染症を完全になくすことは容易なことではないが、施設内に感染源を持ち込まない・拡大させないことが大事であり、そのために感染予防対策を徹底して実施し、感染の状況を最小限に抑えることが職員に求められる。

（３）上記の事を前提として、感染予防の体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には、迅速かつ適切な対応を図る事が必要となる。

第２条（注意すべき主な感染症）

（１）高齢者介護施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

①利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウィルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス・腸管出血性大腸菌感染症）疥癬等がある。

②健康な人には、感染を起こすことは無いが、抵抗力や免疫機能の低下した人に発症する感染症
肺炎球菌感染症、結核、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）、緑膿菌、感染症等の薬剤耐性菌による感染症がある。

③血液、体液を介して感染する感染症
基本的には、集団感染に発展する可能性が無い（少なくない）感染症で、B型肝炎、C型肝炎がある。

④循環式浴槽、加湿器の水からの感染源で、人から人への感染ではないレジオネラ感染症がある。

第３条（感染症発生時の対応に関する基本方針）

（１）感染症が発生した場合は、当施設は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないように、利用者の保護及び安全の確保を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針とし迅速に下記に挙げる事を行う。

①発生状況の把握
②感染拡大の防止
③行政への連絡・報告
④協力医療機関との連携

第４条（感染防止委員会の設置）

（１）当施設内で感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制の整備など施設全体で取り組むため、感染防止委員会（以下、「委員会」を設置する。

（２）委員会は、施設長、事務長、看護師、介護士、管理栄養士、理学療法士で構成する。

（３）委員会は、毎月１回定期的に開催し、感染予防対策の検討、感染の動向確認、また、感染のクラスター発生時はBCPを使用した迅速かつ適切な対策を実施し、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

（４）委員会の役割は、次の通りとする。

①施設内感染対策の立案

②指針・マニュアル等の整備・更新

③利用者及び職員の健康観察と状態の把握

④感染症発生時の措置（対応と行政への報告）

⑤施設内感染対策に関する職員への周知・啓蒙

⑥年２回の定期勉強会の実施

⑦各部署での感染対策実施状況の把握と評価

第５条（職員研修に関する基本方針）

（１）当施設の職員に関し、感染対策の基礎的内容の知識の普及や啓発と共に衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした研修やシミュレーションを委員会の教育計画の中に入れ、次の通り実施する。

①新規入職者及び中途採用者に対する研修

オリエンテーション、高齢者の観察のポイント、疾患の理解に含め、感染対策の基本として標準予防策、感染症に関する教育を行う。

②定期研修

感染対策に関する定期的研修（季節的な時期）を年２回以上実施する。

③シミュレーション

施設内に感染症が発生した場合に備えたシミュレーションを年１回以上実施する。

第６条（利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

この「感染症対策のための指針」は利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内で閲覧できるようにすると共に、ホームページ上に公表、閲覧できるようにする。